

■実施方針等への意見に対する回答書

令和3年2月19日

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	1	第1	1	(5)	ア			事業方式	要求水準P27(ウ)連絡通路 eに記載の通り、連絡通路の維持管理は業務範囲と認識しておりますので、 実施方針P1 (5) アの「本件施設（本件施設の建物本体、建築設備、付帯設備、植栽、外構等を含むすべての施設をいう）」の「外構」の後に、「連絡通路」を追記頂けませんか。 また、維持管理業務の要求水準書には、連絡通路についての維持管理業務内容(建築物保守管理、建築設備保守管理業務、修繕・更新業務、外構施設保守管理業務、清掃業務、警備業務)について、特段記載がありません。上記業務の維持管理業務要求水準をお示しください。	前段のご意見について、要求水準書（案）を正とします。 後段のご意見について、要求水準書を修正します。
2	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(ア)		本件施設の設計及び建設のサービス購入料	当該サービス購入料は、設計・建設業務期間中に一定の額、その残額は運営・維持管理業務期間中に割賦方式で支払うこととなっています。しかしながら、当該サービス購入料の一部の支払いが運営・維持管理業務期間中となれば、令和23年まで設計・建設業務に係る対価の回収が完了できないこととなりますので、設計・建設業務期間終了後、遅滞なく全額の支払を完了するようご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
3	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(ア)		本件施設の設計及び建設のサービス購入料	プロジェクトファイナンス組成について検討が必要なため、建設一時金の総額および年度内訳をお示しいただけますようお願い致します。	入札公告時に示します。
4	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(ア)		本件施設の設計及び建設のサービス購入料	平成30年税制改正により、消費税の延払基準が廃止されました。つきましては、割賦支払される消費税等については、一括でお支払頂くことのご検討をお願い致します。	入札公告時に示します。
5	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(ウ)		運営・維持管理のサービス購入料	修繕・更新業務にかかる費用は、変動要素が大きいため、全期間の平準化払いとせず、一定期間ごとや年度ごとに金額を変更する提案もお認めいただきたいと思っております。	原案のとおりとします。
6	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(ウ)		運営・維持管理のサービス購入料	現状、運営業務・維持管理業務のサービス購入料区分は、まとめて一つの区分となっておりますが、運営業務と維持管理業務はそれぞれのサービス購入料区分として分けて頂きたいと存じます。 理由として、今後公表される業績監視の減点・減額措置に関しては、維持管理業務と運営業務では業務特性が異なることから、各業務における減額措置は、各業務のサービス購入料に対してそれぞれ行われた方が、事業者内の適切なリスク分担が可能となる為です。	原案のとおりとします。
7	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(エ)		運営・維持管理に要する光熱水費	「事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約に定める額」とありますが、提案金額と実際の光熱水費に大きな乖離が生じることを防ぐため、開業後数年後に実績値を基に見直し可能とする等、ご検討いただけませんか。	入札公告時に示します。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
8	実施方針	4	第1	1	(5)	エ	(エ)		運営・維持管理に要する光熱水費	光熱水費は事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約に定める額とあり、今後協議するものと思われませんが、運営1~2年目は提案額をベースとした精算制とし、3年目以降実績をベースとした金額への見直しを希望します。	入札公告時に示します。
9	実施方針	4	第1	1	(5)	エ	(エ)		運営・維持管理に要する光熱水費	光熱水費は、開業後、数年は精算型とし、改めて費用を協議の上、設定することが必要と考えます。	入札公告時に示します。
10	実施方針	4	第1	1	(5)	エ	(エ)		運営・維持管理に要する光熱水費	光熱水費は、事業者の提案とされていますが、施設が稼働した後の実績を踏まえて、柔軟に変更することが可能なものとしていただきますようお願いいたします。	入札公告時に示します。
11	実施方針	4	第1	1	(5)	エ	(エ)		運営・維持管理に要する光熱水費	光熱水費は変動リスクが大きい為、運営開始の1~2年目は提案額をベースとした精算制とし、3年目以降実績をベースとした契約への変更を検討して頂きたいと思えます。	入札公告時に示します。
12	実施方針	4	第1	1	(5)	エ	(オ)		運営収入	利用料金収入は、感染症の拡大や社会情勢の変化などにより、大きく減少する恐れがあります。その場合は一定以上の割合は市にご負担いただきますようお願いいたします。	事象の内容によりますので現時点では明確にできませんが、扱い等も含めて協議により決定することを予定しています。
13	実施方針	4	第1	1	(5)	エ	(オ)		運営収入	自主提案施設での事業収入についても、感染症の拡大や社会情勢の変化などにより、大きく減少する恐れがあります。その場合は、自主提案施設の業態や営業時間等の変更を柔軟にお認めいただきますようお願いいたします。	意見No12を参照ください。
14	実施方針	7	第3	2	(1)				事業者の募集・選定スケジュール	入札公告後に個別対話を行われない予定でしょうか。入札公告の内容や質問・回答内容を踏まえた事業者の提案検討状況をもつての対話の機会を、入札公告から提案書の受付締め切りまでの間に実施することで、事業者からのより良い提案受付が可能になると考えています。	現時点では再度の個別対話の実施は予定していません。
15	実施方針	7	第3	2	(1)				事業者の募集・選定スケジュール	個別対話が3月に予定されていますが、そのタイミングではまだ詳細プランが詰められていませんので、公告後に1回直接対話の機会を追加で設けて頂きたいと思致します。	意見No14を参照ください。
16	実施方針	7	第3	2	(1)				事業者の募集・選定スケジュール	個別対話について、入札公告後（5月~6月頃）にもう一度個別対話の開催を検討いただきたくお願い致します。	意見No14を参照ください。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
17	実施方針	7	第3	2	(1)				事業者の募集・選定スケジュール	本事業は施設規模も大きく、広範囲な理解が必要です。現在示されているスケジュール以外に2回目の対話の機会を設けていただけないでしょうか。	意見No14を参照ください。
18	実施方針	7	第3	2	(1)				事業者募集・選定スケジュール	入札公告及び入札説明書等の公表のあと、提案書提出までに質疑は2回実施いただけますが、その期間に個別対話の実施もお願いします。	意見No14を参照ください。
19	実施方針	7	第3	2	(1)				基本協定書、事業契約書の素案公表について	基本協定書、事業契約書の素案につきましては、入札説明書の公表時期に関わらず、できるだけ早い段階で素案を開示頂き、双方にとって片務性の無い契約案にブラッシュアップできる機会を設けて頂くことを希望します。	入札公告時に示します。
20	実施方針	7	第3	2	(1)				事業者の募集・選定スケジュール	参加表明後に応募グループごとの個別対話を7月上旬ごろに実施いただけませんでしょうか。設計要件や自主提案施設の確認など、個別対話で確認すべきことが多くあるように思えます。より良い提案書の作成のためにも、ご検討いただきたくお願い申し上げます。	意見No14を参照ください。
21	実施方針	7	第3	2	(1)				事業者の募集・想定スケジュール	公表資料に対する不明点について、事業者による質問と発注者による質問に対する回答が予定されておりますが、発注者と事業者の誤認事項をなるべく避けるために、令和3年4月に予定される質問受付①の後、および令和3年6月に予定される質問受付②の後に、対話をご予定頂きたく、ご検討宜しく願いいたします。	意見No14を参照ください。
22	実施方針	7	第3	2	(1)				事業者の募集・選定スケジュール	全体を通して対話が1回となっておりますが、6月中旬予定の「入札参加資格審査結果の通知」後あたりに、2回目の対話を入れて頂きたく、よろしく願いいたします。	意見No14を参照ください。
23	実施方針	7	第3	2	(1)				事業者の募集・選定スケジュール	個別対話を3月に1回実施のスケジュールを予定頂いておりますが、より良い事業提案と解釈の齟齬がないようにをさせて頂くため、入札公告後に再度個別対話の機会を何卒設けて頂きたい。	意見No14を参照ください。
24	実施方針	7	第3	2	(1)				事業者の募集・選定スケジュール	現在緊急事態宣言が発出されており、民間事業者の間でも移動の制限がある等、通常の時期と比べて提案の検討に時間を要する事態となっております。入札公告以降、現在のような感染症拡大等が起こった（起きている）状態の場合、民間事業者へのヒアリングを行う等の対応をした上で、提案書提出時期を適切な時期に延伸させる等、柔軟な対応をお願い致します。	原案のとおりとします。
25	実施方針	7	第3	2	(1)				事業者の募集・選定スケジュール	10月中旬基本協定締結⇒11月上旬仮契約の締結まで、2週間程度しか期間が取られておらず、SPC設立や契約条文の協議等の時間が足りないと考えます。基本協定締結から仮契約までの期間を少なくとも1ヶ月は確保頂きますようお願い致します。	原案のとおりとします。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
26	実施方針	7	第3	2	(1)				事業者の募集・選定スケジュール	入札公告後に2回の質問回答が予定されていますが、事業者から非公開希望の質問提出ができるように設定していただきたいです。	非公開希望を設定する方針です。
27	実施方針	9	第2	2	(2)	エ	(イ)		個別対話開催場所	感染症対策のため県を跨ぐ移動が制限される可能性も考えられることから、WEB会議での実施もご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。 ただし、左記のとおり県をまたぐ移動の制限等があった場合には別途対応方法を検討の上、参加者にお伝えします。また、その場合には、参加者数の制限も併せて連絡します。
28	実施方針	9	第3	2	(2)	エ			個別対話	参加人数は1者2名までとありますが、より具体的・建設的な対話ができるよう、人数の増加をご検討いただけませんか。また、所要時間につきましても45分間より長く時間を取っていただけませんか。	原案のとおりとします。
29	実施方針	9	第3	2	(2)	エ	(イ)		開催場所	「場所は参加申込の状況に応じて市が決定する。」とありますが、新型コロナウイルス感染症対策として個別対話のリモートでの開催も可として頂けないでしょうか。また、リモート開催が可能な場合は、2名の参加人数に縛ることなく、人数を増やすことも容認いただきたくお願い申し上げます。	意見No27を参照ください。
30	実施方針	9	第3	2	(2)	エ	(ウ)		個別対話の参加人数	個別対話の参加者につき、1者2名までとございます。 コロナの折でもあり、一定の人数制限は必要かと思いますが、本事業の整備・運営内容が複数の異なる施設、要素を含んでおり、担当を2名に集約することが困難です。人数枠を4～5名程度に緩和頂くことを希望します。 また、コロナの動向によっては他地域からの移動制限もあり得ますので、NET会議システムによる参加も認めて頂けるよう、ご検討お願いいたします。	グループの参加も認めますが、この場合は1グループ4名までとします。 現時点では対面式を予定しています。 ただし、県をまたぐ移動の制限等があった場合には別途対応方法を検討の上、参加者にお伝えします。また、その場合には、参加者数の制限も併せて連絡します。
31	実施方針	9	第3	2	(2)	エ			個別対話	入札公告後も個別対話の設定を設けて頂きたくお願い致します。	意見No14を参照ください。
32	実施方針	9	第3	2	(2)	エ			個別対話	個別対話の申込に際し、様式3で対話内容の事前提出を求められていますが、対話当日には、事前提出した内容以外の対話、質問を行なうことを認めて頂きたく願います。 また、対話を充実させるために、申込日以降、対話の実施日までの間に、対話内容の追加希望がある場合は、様式3による追加提出を認めて頂きたく、よろしく願います。	事前提出した内容以外の対話を行うことは認めません。 また、追加提出も認めません。
33	実施方針	10	第2	2	(2)	カ			基本協定書(案)	全事業期間に渡り応募者の構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性のある基本協定書の連帯債務規定は、事業者の過度なリスクとなるため、帰責企業がリスクを負担する建付けとするか、期間を事業契約締結迄としていただけませんか。	入札公告時に示します。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
34	実施方針	10	第3	2	(2)	エ	(キ)	b	個別対話の所要時間等	所要時間が45分に設定されておりますが、事業範囲が広範に渡ること等を勘案すると、時間が不足する可能性が高いと存じます。最低でも60分程度とする等の変更をお願い致します。	原案のとおりとします。
35	実施方針	12	第3	3	(1)	ア	(イ)		応募者の構成等	本件事業における建設工事は、主に解体、新築工事等を中心とする建築工事と、造成、デッキ、擁壁建設等を中心とする土木工事に分類されますことから、特に本目(イ)で定める建設業務に関しては、建築、土木の2種類の工事が存在します。よって、応募者グループ内に2つの建設企業が存在することも可として頂きたく存じますが如何でしょうか。(併せて、土木工事部分に関しては、新たに参加資格要件を設定頂きたく存じますが如何でしょうか。)	前段につきましては、複数の建設企業で参加することは認めています。「併せて」以下の内容につきましては、「第1章/1/(9)法令等の遵守」に従ってください。
36	実施方針	12	第3	3	(1)				応募者の構成等	市の外郭団体の参加の是非について言及がありませんが、応募者の公平性を期する意味でも、市の外郭団体の特定のグループへの参加は好ましくないと考えます。	姫路市が外郭団体に求める役割及び選定されなかった際に与える影響を考慮して、外郭団体に指定管理者(本事業含む)への応募を要請しないこととしています。
37	実施方針	12	第3	3	(1)				応募者の構成等	新体育館をホームアリーナと想定されるヴィクトリーナ姫路については、参加の公平性を期する意味でも特定のグループへの参加は自粛すべきと考えます。	個別の企業の参画についてはお答えできません。
38	実施方針	13	第3	3	(1)	オ			応募者の構成等	「各業務を担当する企業及び同企業と資本関係又は人的関係にある者についても他の応募者の構成員になることはできない」とありますが、事前にグループ企業同士でコンソーシアム情報を確認することは、営業秘密の保持や競争の公平性担保の面から望ましくないと考えます。同項は削除頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
39	実施方針	15	第3	3	(1)	②	エ		維持管理企業	維持管理企業の資格要件について、より良い提案を行うため、可能な限り緩和していただけますようお願いいたします。	ご意見して承りました。
40	実施方針	15	第3	3	(1)	②	エ		応募者の入札参加資格要件	維持管理企業の前記①以外の要件は改めて公表する。とあり、2月下旬に公表すると現地説明会時にあったが、出来るだけ早くに要件の公表をして頂けないでしょうか。	実施方針に記載のとおり2月下旬にお示しします。
41	実施方針	15	第3	3	(1)	②	オ		運営企業	運営企業の資格要件について、より良い提案を行うため、可能な限り緩和していただけますようお願いいたします。	ご意見して承りました。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
42	実施方針	16	第3	3	(1)	②	エ		応募者の入札参加資格要件	維持管理企業の要件は改めて公表するとあります。資格審査等の準備が発生する可能性もありますので、追加申請を設けるなどの配慮をお願い致します。	ご意見して承りました。
43	実施方針	16	第3	3	(1)	②	エ オ カ		入札参加資格要件	維持管理・運営その他企業の参加資格要件は「改めて公表」とありますが、入札公告と同時の公表では検討時間が短いです。想定要件であっても入札公告前に公表頂くようお願い致します。	意見No40を参照ください。
44	実施方針	16	第3	3	(3)	オ		(1)	応募者の参加資格要件	運営企業の参加要件は改めて公表するとありますが、弊社は令和2年に事業分割された企業であり、具体的条件を示していただけますでしょうか？	意見No40を参照ください。
45	実施方針	17	第3	3	(3)	ア			入札参加資格の審査	代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、要件を満たす構成員が交代できるものとしていただけませんか？	原案のとおりとします。
46	実施方針	19	第4	3					リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	施設整備費が事業契約締結後に上昇した場合に一定以上の増加分を市にご負担いただく、物価スライド条項を設けていただきたいと思います。また物価スライドの根拠となる指数は、現実の建設費動向に沿った指数、例えば、標準建築費指数季報（建設工業経営研究会）、建築費指数（建設物価調査会）などの採用をしていただきたく存じます。同様に運営・維持管理についても実勢に近い指標を採用願います。	入札公告時に示します。
47	実施方針	19	第4	3					リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	運営・維持管理業務それぞれの事業者帰責事由による契約不履行により課される違約金相当額は、プロジェクトファイナンスの融資対象外となる場合があり、事業者が調達することになります。違約金が多額になる場合、金利などの費用が増加してしまう可能性がありますので、内閣府の「契約に関するガイドライン」P.111に基づき、運営・維持管理費の年額の10%程度としていただきますようお願いいたします。	入札公告時に示します。
48	実施方針	19	第4	4					事業の実施状況の監視	施設の引き渡しにより割賦債権が確定した後に、開業準備・運営・維持管理業務のモニタリングで事業者の義務不履行と判断された場合にも、割賦対価の支払いは留保することがないようお願いいたします。仮に支払いが留保される条項がある場合には、金融機関の融資条件が厳しくなり金利や金融関連費用が増加する恐れがあります。	入札公告時に示します。
49	実施方針	20	第4	4					表 リスク分担表(案)	消防法や建築基準法、水道法の改正により点検・検査項目の変更による増加費用等については、No.2「本事業に直接関係する法令の新設・変更（税制度を除く）等」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	実施方針	20	第4	表					リスク分担表 No.10	「本事業を行政サービスとして実施すること」等を理由とした調査・工事等に関する住民運動等は本項除外であることを明示していただきたく、修正（下線部の追記）のご検討をお願い致します。 修正案：上記以外の事由による調査・工事等の事業者の業務に関する住民運動等	原案のとおりとします。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
51	実施方針	20	第4	表					リスク分担表 No.11	リスク分担表に「事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）に関するリスク分担については、事業者負担」と記載されていますが、公共工事標準請負契約約款第29条及び、姫路市工事請負契約約款第29条に規定の「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。」に準じ、貴市負担として頂きたいとお願い致します。	入札公告時に示します。
52	実施方針	20	第4	表					リスク分担表 No.18、19	リスク分担表に「施設供用開始前及び後のインフレ・デフレに関するリスク分担については、貴市及び事業者分担による負担（詳細は事業契約書（案）に示すものとする。）」と記載されていますが、公共工事標準請負契約約款第26条及び、姫路市工事請負契約約款第26条の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」の規定に準じたリスク分担として頂きたいとお願い致します。	入札公告時に示します。
53	実施方針	20	第4	表					リスク分担表 No.25	リスク分担表に「不可抗力に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等により、事業者の経費の増加及び事業契約履行不能」となった場合に関するリスク分担については、市及び事業者分担による負担（詳細は事業契約書（案）に示すものとする。）と記載されていますが、公共工事標準請負契約約款第30条及び、姫路市工事請負契約約款第30条の「不可抗力による損害」の規定に準じたリスク分担として頂きたいとお願い致します。	入札公告時に示します。
54	実施方針	20	第4					19	表 リスク分担表（案）	物価変動の中で人件費については、サービス購入料改定の基準の指標を最低賃金の変動に合わせていただくことをご検討いただけませんか。	入札公告時に示します
55	実施方針	20	第4						リスク分担表（許認可取得遅延）	整理No.7,8について、「事業者の帰責事由」と「それ以外」で整理頂きたい。事業者に帰責がない場合に、事業者がリスクをとる（何かしらの経費負担も含め）ことは困難です。	原案のとおりとします。
56	実施方針	20	第4						表 リスク分担表（案） 共通 不可抗力	不可抗力について、市、事業者双方に○となっておりますが、昨今のコロナウイルス感染症等は、事業者側では想定できないものであるため、不可抗力として市側のリスク分担としていただけないでしょうか。	意見No12を参照ください。
57	実施方針	21	第4						リスク分担表（案）	不可抗力の一種に感染症を加えて頂くことを希望します。	意見No12を参照ください。
58	実施方針	21	第4						リスク分担表 No.44	試掘結果が入札公告時に間に合わないことを考慮すると、埋蔵文化財に関する一切の事が事業者側では予見できません。よって、埋蔵文化財に関するリスクは全て貴市のリスクとして頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
59	実施方針	21	第4						リスク分担表 No. 49	リスク分担表に「工事に伴う地盤の沈下による工事費の増加」に関するリスク分担については、事業者負担」と記載されていますが、公共工事標準請負契約約款第29条及び、姫路市工事請負契約約款第29条に規定の「工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。」に準じ、貴市負担として頂きたくお願い致します。	入札公告時に示します。
60	実施方針	22	第4						表 リスク分担表(案)	事業期間終了の段階において市の責めに帰すべき事由によるものは、事業者のリスク分担から除外を頂きたく存じます。	ご意見して承りました。
61	実施方針	22	第4						リスク分担表(案)	自主事業、附帯事業の実施に係る全てのリスクが事業者になっており、仮に不可抗力により需要変動や館全体の休業指示が出た場合、飲食店やコンビニエンスストアは一切の補償がないこととなります。運営の魅力度は自主事業に依るところが大きく、自主事業の内容は、年次自主提案事業計画書で自治体が事前確認することができるため、事業者の積極的な提案を促すためにも、リスクは両者〇として頂きたい。	意見No12を参照ください。
62	実施方針	22	第4						リスク分担表(案)	JR新駅の整備が計画より遅れ、施設整備費や運営の需要変動、自主提案施設の事業等に影響が出た場合は、事業者ではリスクを負いきれない為、貴市のリスク分担としていただけないでしょうか。	ご質問の場合において、事業者とJR西日本のとの協議となり、本市も合理的な範囲において事業者の協議に応じるものとします。詳細は入札公告時に示します。
63	実施方針	22	第4						リスク分担表(案) 光熱水費	光熱水費の変動リスクが大きく、事業者ではリスクを負いきれない為、例えば、開業後数年間は実績値での精算として、それ以降を事業者提案としていただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
64	実施方針	22							リスク分担表(案) 自主提案事業	自主提案事業において新型コロナウイルス感染防止対策等のための休業や営業活動制限により収益激減した場合、行政財産使用料の支払いが平常通りですと、事業継続が困難となります。従いまして、不可抗力や市の施策変更による休業等の場合には、行政財産使用料の支払いをの免除、つまり市のリスク負担としていただけますでしょうか。	意見No12を参照ください。
65	実施方針	22							リスク分担表(案) 自主提案事業	自主提案事業の継続が困難となった場合、事業契約のうち自主提案事業のみを部分解除する建付けとしていただけますでしょうか。また、昨今のコロナ禍による社会情勢不安により、入札時点から約5年後の出店を確約することや事業期間にわたり小売り・飲食業の出店を維持することの確約を得るのは困難であるため、自主提案事業者の参入障壁を軽減するために、提案内容と異なる場合、供用開始時に出店できない場合及び途中で撤退した場合のペナルティ（違約金等）は課さない建付けとしていただけますでしょうか。	ご質問の内容は個別具体的な事象により協議のうえ、判断する内容であるため、本回答時点ではお答えできません。ただし、ご質問のような社会情勢不安や災害等の社会情勢の変動が原因の場合はご質問のとおり、モニタリングの原点対象のペナルティは不適であると考えております。詳細は事業契約書（案）に示します。
66	実施方針	26	第8	2					指定管理者の指定	指定管理者の指定について、事業契約締結時に併せて議決いただけますようお願い致します。また、指定期間は開業準備開始時から事業期間（運営・維持管理業務期間）終了までの期間としていただきたくお願い致します。	ご意見して承りました。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
67	要求水準書(案)	9	第1	8					統括責任者	統括責任者の兼務について、運営業務責任者だけでなく、開業準備業務責任者についても兼務可能として頂けませんでしょうか。開業準備に関しては、運営のみならず、設計、建設、維持管理等について幅広く調整が必要であり、統括責任者が担うのが適当であるケースがございます。	原案のとおりとします。
68	要求水準書(案)	9	第1	9	(2)				統括責任者及び業務責任者の配置	「各業務責任者は所属する会社の正社員として継続して3年以上雇用関係にある者」とありますが、維持管理業務責任者は本件施設を円滑に管理するための十分な能力と豊富な経験を有する者であれば、いわゆる建業法における技術者のような配置要件は必要ないと思料いたします。恒常的雇用などの配置要件を緩和していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
69	要求水準書(案)	10	第1	11	(1)				要求水準の変更事由	要求水準の変更事由として、事業者側からの申し出が妥当であると市が判断された場合は、エ「その他業務内容の変更が特に認められるとき」として扱って頂きたい、よろしくお願ひいたします。	ご意見して承りました。
70	要求水準書(案)	11	第2	1					施設整備方針	施設整備方針は8項目の中には駐車場整備の項目がありません。説明会でもその様に説明がありましたが、この場所ですと市内の利用者の殆どは車利用になると予想されます。県立武道館も正面に30台ほどの駐車場しかなく大会の度に不便さを口にされる方を耳にします。今回の計画も駐車場整備は必要ではないかと感じています。ただここ10年から20年の間に自動運転技術の進歩や、MaaSシステムが整備されれば、車不要の時代となり駐車場も不要になる可能性は十分に考えられます。そのあたりを考慮して駐車場整備を外されたのか宜しければ理由をお聞かせ願ひたいと思います。	ご意見について、本市としても検討を重ねた結果となります。そのため、本市は本件施設における鉄道駅直結の利点を利用者に訴求することに関して、事業者とともに推進し、利用者が鉄道利用に馴染むことを目指したいと考えております。ご意見にあるMaasについては事業期間を鑑み、ご提案をいただければと思います。
71	要求水準書(案)	12	第2	1	(5)				人々がふれあい、スポーツに興味を持つ施設	(5)において「新体育館及び新市民プールには、施設利用者のみならず、すべての公園利用者が気軽に訪れることができるよう、飲食店やコンビニエンスストアなどの利便施設を設ける」とありますが、(8)では「JR新駅利用者にとっても利便施設となる飲食店やコンビニエンスストアなどを利用者アクセスしやすい位置に配置する」とあります。またゾーニングには「駅前広場利用者と本件施設利用者を植栽等により適切に分離しつつ」とあります。利用者目線から、位置としては本件施設内よりも駅前広場の利便性が高く、営業時間の柔軟性も高まると思われれます。	ご意見として承りました。
72	要求水準書(案)	13	第2	1	(8)				JR姫路・英賀保間新駅設置に伴う立地環境を活かした施設	(5)において「新体育館及び新市民プールには、施設利用者のみならず、すべての公園利用者が気軽に訪れることができるよう、飲食店やコンビニエンスストアなどの利便施設を設ける」とありますが、(8)では「JR新駅利用者にとっても利便施設となる飲食店やコンビニエンスストアなどを利用者アクセスしやすい位置に配置する」とあります。またゾーニングには「駅前広場利用者と本件施設利用者を植栽等により適切に分離しつつ」とあります。利用者目線から、位置としては本件施設内よりも駅前広場の利便性が高く、営業時間の柔軟性も高まると思われれます。	ご意見として承りました。
73	要求水準書(案)	13	第2	1	(8)				飲食店やコンビニエンスストアの位置づけ	JR新駅利用者にとっても利便施設になるという飲食店やコンビニエンスストアを設けるためには、駅前ロータリーとの境界に緑地帯等を設けるという前提がある場合、計画上の可能性に制約が生じていませんか。飲食店やコンビニエンスストアと駅前ロータリーとの関係性はいかにお考えですか。ご教示願ひいたします。(資料10との関係)	駅前広場は新規交差点であるため、駅前広場内に利便施設を設けることは前道路の交通量に負荷をかける可能性が高まると整理しております。ご意見の内容も理解致しますが、本件施設とJR新駅と手柄山中央公園の関係性を鑑み、原案を要求水準として、JR新駅利用者にとっても利便性のある配置計画についてご提案下さい。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
74	要求水準書 (案)	13	第2	1	(8)				JR新駅設置	当該施設の運営開始時に、新駅の開業や駅前広場の整備が間に合わなかった場合、当該施設の運営にとっても大きな影響がございます。事業者としては自主事業等の収益減ともなることから、開業日の調整を含めて、事業計画を大きく見直すことも視野に入れざるをえません。その際は、事業者へ帰責せず、事業内容の変更等に柔軟に協議対応頂きたく、よろしくお願ひいたします。	意見No62を参照ください。
75	要求水準書 (案)	14	第2	2	(7)	イ	(ア) (イ)		各種インフラ の整備状況	本計画において、都市ガスの使用は必須であると考えます。 引込の検討をお願い致します。	原案のとおりとします。
76	要求水準書 (案)	14	第2	2	(7)	イ			各種インフラ の整備状況 (ガス)	前面道路までのガス敷設はまさに公共インフラ整備であり、事業者提案とすることが難しいため、貴市による整備をご検討いただきたくお願ひ致します。	原案のとおりとします。
77	要求水準書 (案)	14	第2	2	(6)				既設用水路	既設用水路に関して、機能を維持することとあり、資料2では埋設深さの情報がないとのことですが、計画する上で重要な情報と考えられますので、用水路の埋設深さ及び管径などの調査をお願いしたいと考えます。	現在の管理用マンホールを確認したところ、管径は約1.0mです。
78	要求水準書 (案)	14	第2	2	(4)				埋蔵文化財の 状況	業務遂行中に埋蔵文化財と思われるものを発見したときは、その取扱いについて協議事項と記載されていますが、貴市による試掘調査結果及び事業者による事前調査の結果、業務遂行中に埋蔵文化財と思われるものが発見された場合等により、必要と認められる場合は、公共工事標準請負契約約款第18条及び姫路市工事請負契約約款第18条に規定の「設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態」に該当するものとし、同条の規定に準じ、工期及び請負代金額を変更して頂きたくお願ひ致します。	入札公告時に示します。
79	要求水準書 (案)	14	第2	2	(4)				埋蔵文化財の 状況	工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、発掘調査費用は市となっていますが、工事遅延に対する増加費用も市の負担との理解で良いか、ご教示ください。	入札公告時に示します。
80	要求水準書 (案)	14	第2	2	(3)				地中障害物の 状況	「業務遂行中に市及び事業者の予見できない地中障害物が出土した場合の対応は事業契約書に基づくものとする。」と記載されていますが、その場合のリスクに関して、公共工事標準請負契約約款第18条及び姫路市工事請負契約約款第18条に規定の「設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態」に該当するものとし、同条の規定に準じ、工期及び請負代金額を変更して頂きたくお願ひ致します。	入札公告時に示します。
81	要求水準書 (案)	15	第2	2	(8)	ア	(ア)		新体育館 施設全体	バレーボール世界選手権の予選会場の要件を満たすこと、とありますが、出来ましたら、要件を記載した資料をご提示いただけないでしょうか。もしくは、要件資料を取得できる先や要件を記載した資料名などをご教授下さい。	国際バレーボール連盟（FIVB）発行のマニュアルなどを参考にしてください。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
82	要求水準書(案)	15	第2	2	(8)	ア	(イ)		新体育館	Vリーグのホームコート又はそれに準ずる用途の施設ですので、ヴィクトリーナ姫路が特定の応募事業者へ協力企業等の形で参画することはできないこととしていただけませんか。	意見No37を参照ください。
83	要求水準書(案)	17	第2	2	(8)	ア	(イ)		屋内競技用プール	50mプールを短辺方向に25mプールを2面確保とありますが、長辺方向の方が、仮設バンクが不要で、観客からも見やすいと思いますが、長辺方向2分割を認めていただけない場合、その理由をお示しください。	原案のとおりとします。
84	要求水準書(案)	18	第2	2	(8)	ア	(イ)		25mプール	水深は1.35m以上とすること。の文言を身障者の方や高齢者の方の利用促進のため省いて頂けませんか。	原案のとおりとし、身障者の方や高齢者の方の利用促進のための施設整備は、施設整備方針を勘案いただき、ご提案下さい。
85	要求水準書(案)	19	2	2	(8)	イ			自主提案施設	自由提案施設を本件施設と別申請(別敷地扱い)にすると、建築基準法等各種規制が相互に発生し、計画の実現が困難となる状況が予測されます。行政協議にもよりますが、本件施設と用途上不可分な一建物として扱う方がメリットが大きく、現段階で別申請と確定せず、長期的に整理させて頂くほうがより良い計画となると考えます。	建物同士の関連性において別敷地とすべきものは別申請となります。
86	要求水準書(案)	19	第2	2	(8)	イ	(ウ)		自由提案施設	「本施設の利用時間中は利用可能とすること」とありますが、本用件を満たす場合に収支が悪化する可能性がございます。(売上な少ない時間帯で人件費・その他経費が売上げを上回る)。収支が悪化すれば利用者へのサービス低下や、事業継続困難にもなりかねないので、利用時間帯については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)第5章/1/(3)/イに示す利用時間の要求水準を遵守のうえ、自主提案施設のうち、飲食店、コンビニエンスストアについては本件施設の利用時間と同じ時間帯において利用可能としてください。
87	要求水準書(案)	19	第2	2	(8)	イ	(ウ)		自主提案施設について	「飲食店、コンビニエンスストアについては、本施設の利用時間中は利用可能とすること」とありますが、周辺の店舗状況及び道路の交通量をみたときに、営業的に困難だと思われます。利用可能(営業可能)条件について事業者の自由提案にして頂くか。条件の緩和をして頂けないでしょうか。	意見No. 86の回答を参照して下さい。
88	要求水準書(案)	19	第2	2	(8)	イ	(ウ)		自主提案施設について	「飲食店、コンビニエンスストアについては、本施設の利用時間中は利用可能とすること」とありますが、特に飲食店については営業時間など事業者提案にするなど条件を緩和していただけないでしょうか。	意見No. 86の回答を参照して下さい。
89	要求水準書(案)	19	第2	2	(8)	イ	(ウ)		自主提案施設の組合せ要件	いずれの要件にも(ウ)の飲食店、コンビニエンスストアを設けることが組み込まれておりますが、整備する施設は飲食店、コンビニエンスストアに限定せず、業態や業種、営業時間等は事業者の提案とするよう要件を緩和していただけないでしょうか。	意見No. 86の回答を参照して下さい。
90	要求水準書(案)	19	第2	2	(8)	イ	(ウ)		自主提案施設について	「飲食店、コンビニエンスストアについては、本施設の利用時間中は利用可能とすること」とあり、かつ要求水準書P55にて、本施設の利用時間は原則的に、午前9時から午後9時までとする、とあります。しかし、業態によっては午前9時から午後9時まで営業することが困難な場合があると思いますので、条件を緩和していただけないでしょうか。	意見No. 86の回答を参照して下さい。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
91	要求水準書(案)	19	第2	2	(8)	イ			自主提案施設について	自主提案施設について、複数の提案を行うため、本件施設用地外での提案も認めていただけませんか。	自主提案施設は本件施設用地内としてください。
92	要求水準書(案)	20	第2	3	(1)	ウ	(ア)		高エネルギー施設	本件施設が高エネルギー施設となることを予見されています。エネルギーのベストミックスを考えると、ガス供給は必須となります。本件はスポーツ施設整備がメインのPFIであることを考えると、その前提となる基盤インフラのガスは貴市にて整備頂きたい考えですが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。
93	要求水準書(案)	28	第2	2	(2)	エ	(ア)	b (a)	コートレイアウト図全般	資料23のコートレイアウト図には、各競技に必要なスペース以上の寸法記載が見受けられます。各競技室の必要スペースは国際、または国内の基準、および競技団体の規則によるものとし、資料23のコートレイアウト図によらない提案を行うことで無駄のない施設計画が可能になるため、参考扱いへの見直しを行っていただきたい。	ご意見として承ります。
94	要求水準書(案)	33	第2	3	(2)	エ	(ア)	p	(d)託児室	「大会によって設置を求められる託児室を設けること、とあります。託児室を設けた場合、何歳児～何歳児までとした方が良いのではないのでしょうか。	原案のとおり、要求水準としては年齢を規定しないものとします。
95	要求水準書(案)	34	第2	3	(2)	エ	(イ)	a	屋内競技用プール	(i)合宿等での利用を想定し、5～6人程度が利用できる採暖室を設置する。とありますが、ジャグジーでも良いか、ご教示ください。	採暖室の代わりにジャグジーは不可とします。
96	要求水準書(案)	35	第2	3	(2)	エ	(イ)	c	25mプール	水深は1.35m以上とすることとありますが、身長の高い方や子どもの利用、水中ウォーキング等の利用を想定すると深すぎるのではないかと思います。もう少し浅い水深を可とするか、可動床の導入について検討いただきたい。	原案のとおりとし、身障者の方や高齢者の方の利用促進のための施設整備は、施設整備方針を勘案いただき、ご提案下さい。
97	要求水準書(案)	35	第2	3	(2)	エ	(イ)	c	25mプール可動床の設置の是非	25mプールで水深1.35m以下の指定がありますが、昇降床の採用が否定されています。昇降床の採用を含めたほうが運用の可能性が広がるので、要求水準では昇降床の採用を否定しないほうが良いと考えます。	意見No. 96の回答を参照してください。
98	要求水準書(案)	35	第2	3	(2)	エ	(イ)	c	25mプール	(d)水深は1.35m以上とすること。なお、可動床の導入は認めないものとする。とあるが、市民利用を主とする施設計画を進めるに当たって、可動床の導入を認める変更にして頂けませんか。	意見No. 96の回答を参照してください。
99	要求水準書(案)	40	第2	3	(4)	イ	(ウ)	a	換気設備	感染症対策、または防塵対策についてはそれぞれにおいてメリットデメリットが発生する設備提案が考えられます。特に防塵対策に関しては、対策が必要な室を限定したほうが良いと考えます。また、屋外施設は対象外と考えて検討します。	ご意見として承りました。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
100	要求水準書 (案)	47	第3	2	(6)	ア			備品調達、設置業務	<p>バスケットボール関連備品についてです。 要求水準書資料27によると、開催可能性のある大会として、バスケットボールでは、国内トップリーグであるBリーグ及び国際大会である4か国対抗戦が挙げられております。 そのことを考慮すると、バスケットボール関連備品はFIBAレベル1相当と考えられます。 そのような観点から、要求水準書資料17に掲載されている参考備品リストについて、以下質問させていただきます。 1、ショットクロックについて備品リストに挙げられていませんが、当然必要だと思います。 またその仕様はFIBAレベル1で必要とされるゲームクロック付ショットクロック（3面or4面表示）が必要という理解で宜しいでしょうか？ 2、参考備品リストメインアリーナ12のピリオドランプ（バックボードマーキング）については、FIBAレベル1の規定通り、ゲームクロックと連動する赤色、ショットクロックと連動する黄色のライトストリップを備えること、という理解で宜しいでしょうか？ 3、参考備品リストメインアリーナ8の電光得点表示装置については、コートサイドに置くスコアボードという理解で宜しいでしょうか？ その場合、得点、ゲームタイマー、チームファウルなど、表示する内容に規定はありますでしょうか？ また、バスケットだけでなく各種スポーツ種目で共用できる電光得点表示装置という理解で宜しいでしょうか？ 4、参考備品リストメインアリーナ13のバスケ得点板（バレー兼用）については、手めくりの簡易型得点板という理解で宜しいでしょうか？</p>	参考備品リストは参考であるため、備品、メーカー、仕様、数量等をご提案下さい。
101	要求水準書 (案)	47	第3	2	(6)	ア			備品調達、設置業務	<p>バドミントン関連についてです。 参考備品リストメインアリーナ33、34、39についてですが、バドミンントンの国体レベルの正式大会については39にあるコートマットを使用して大会運営がなされます。 その場合、バドミントンポストは移動式バドミントンポストを使用することになり、33、34の兼用ポスト及び床金具は必要ありません。 一方、社会体育での利用を考えると、兼用ポスト、床金具で利用した方が手軽に利用できます。 そのようなことを考えると、正式大会用に移動式バドミントンポスト12組を追加する必要があると考えますがいかがでしょうか？</p>	意見No. 100の回答を参照してください。
102	要求水準書 (案)	47	第3	2	(6)	ア			備品調達、設置業務	<p>中央体育館の備品リストの提示をいただけないでしょうか？ 現状の備品想定リストに体操関連器具の参考が記載されていますが、現中央体育館に同競技関連の備品が現状配備されているのであれば、中央体育館からの備品移動で、大会開催等は可能であり、経費削減、保管場所削減の観点より、購入を再考いただくことは可能でしょうか？</p>	備品リストについては、姫路市体育施設条例施行規則をご参照ください。 体操関連器具については、現状、総合スポーツ会館でも体操器具が設置されていること、大規模大会時には、サブ会場として中央体育館を使用することなどを考慮して、新体育館に体操器具一式を設置することとしています。
103	要求水準書 (案)	47	第3	2	(6)	ア			備品調達、設置業務	<p>備品リストの中に資料23の大会基準を満たすにあたり、追加が必要な備品が見受けられますが、追加提案は可能でしょうか？</p>	意見No. 100の回答を参照してください。
104	要求水準書 (案)	49	第3	2	(7)	ウ	(イ)		環境対策	<p>事業者として十分な対策を行ったとしても、周辺環境への影響が避けられない場合があります。よって、本条項を以下のように修正（下線部の追記）していただきたく、ご検討をお願い致します。 修正案：万一周辺環境に影響等が生じた場合には、事業者を窓口として、事業者の責任と負担において処理する。ただし、事業者だけで処理することが困難な場合、市は事業者と協力する。</p>	ご意見として承りました。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
105	要求水準書 (案)	52	第4	2	(2)	イ			予約システム等整備業務	市指定のシステムを活用することとありますが、WINKのCATV回線を使った接続であるため、雷等による回線不具合、それに伴うシステム異常が散見されます。この条件においてシステムの誤動作や遅延については事業者はコントロールできないため、事業者の責任範囲は運用部分のみとし、回線・システム側の誤動作や遅延は事業者の責任範囲から除外していただけないでしょうか。	ご意見として承りました。
106	要求水準書 (案)	53	第4	2	(5)				開館式典及び内覧会等の実施業務	式典等の費用は、開業準備費用に含むとの理解で良いか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書 (案)	56	第5	1	(5)	カ			業務従事者の配置	トレーニングルームにはトレーニング指導士の資格を有する者を常に1名以上配置すること、とありますが、自社で指導ノウハウを保有する企業では、社内ライセンス制度を構築しており、外部団体の講習と指導時間や指導内容の比較表を提示することも可能であるため、「又は同等以上の資格を有する者」という資格の追記を希望します。	ご意見として承りました。
108	要求水準書 (案)	56	第5	1	(5)	カ			業務従事者の配置	トレーニング指導士の有資格者について、開館から閉館まで常時1名が勤務している必要があると読み取れますが、勤務交代等を考慮すると複数人の有資格者の配置が必要です。業務従事者のうち1名以上は当該資格を有することとし、勤務のシフト等により有資格者が不在の時間帯も可とすることを検討いただけないでしょうか。	要求水準を遵守のうえ、可とします。
109	要求水準書 (案)	56	第5	1	(5)	カ			業務従事者の配置	トレーニング指導士の資格について、その他のトレーニング指導に関する資格や健康運動指導資格（健康運動指導士、健康運動実践指導者等）などでも可としていただけないでしょうか。	ご意見として承りました。
110	要求水準書 (案)	58	第5	2	(1)	カ	(ケ)		避難所等の必要経費負担	「避難所等が開設され、～中略～本施設の光熱水費、事業者の職員の人件費等の必要経費は、原則として事業者の負担とする。」とのことですが、ここでいう必要経費については、長期に関わらず、全て貴市負担として頂きたい。避難所等が開設された際の必要経費を事業者リスクとすることは過分であり、本事業費に読めない必要経費を織り込む必要が生じるため事業費が膨らむことになります。	長期とは7日間を想定していますが、災害の程度・規模や避難所設置に伴う施設運営への影響などを総合的に勘案し、期間も含め両者協議の上定めるものとします。
111	要求水準書 (案)	58	第5	2	(1)	カ	(ケ)		災害等発生時の対応	本件施設に避難所等が開設又は設置された場合の必要経費は、原則事業者の負担とされておりますが、本件施設に避難所等が開設又は設置されるのは、不可抗力にあたる大規模災害発生時と思料いたします。したがって、当該リスクは貴市及び事業者が分担して負うべきであり、生じた費用の負担方法については入札説明書等においてお示しいただき、詳細は事業契約書（案）において定めていただけないでしょうか。	意見No. 110の回答を参照してください。
112	要求水準書 (案)	59	第5	2	(1)	カ	(ケ)		災害等発生時の対応	「開設又は設置の期間が長期にわたる場合は当該費用負担について、協議の上定める」との記載がありますが、長期の定義を明確にいただけないでしょうか。	意見No. 110の回答を参照してください。
113	要求水準書 (案)	59	第5	2	(1)	カ	(ケ)		災害等発生時の対応	「避難所等が開設され、又は設置された場合の本施設の光熱水費、事業者の職員人件等必要経費は原則として事業者の負担とする。」との記載がございますが、本施設の通常時運用想定を超える光熱水費、人件費についての負担については、短期・長期に関わらず、負担については協議のうえ定めるものと変更頂けませんでしょうか。	意見No. 110の回答を参照してください。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
114	要求水準書(案)	64	第5	2	(8)	エ			本件施設の屋内の一部を活用した広告宣伝事業の取扱い	「資料 30 広告事業について」を入札公告よりも早く提示していただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
115	要求水準書(案)	65	第5	2	(8)	カ			行政財産の使用料	「資料 20 行政財産の使用料について」は入札公告時に公表予定となっておりますが、付随する事業に係る使用料の算出など早期に行いたく、入札公告を待たず公表していただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
116	要求水準書(案)	65	第5	2	(8)	カ			行政財産の使用料	「資料 20 行政財産の使用料について」は入札公告時に公表予定となっておりますが、付随する事業に係る使用料の算出などを早期に行いたく、入札公告を待たず公表して頂けませんでしょうか。	入札公告時に示します。
117	要求水準書(案)	65	第5	2	(8)	カ			使用料	「資料20 行政財産の使用料について」は入札公告よりも早く提示していただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
118	要求水準書(案)	65	第5	2	(8)	ク	(ア)		自主提案施設に係る費用負担	自主提案施設のうち飲食店、コンビニエンスストアを設けることは必須であると読み取れますが、それらを整備する全ての費用は本施設整備費に含まれることを可としていただけませんか。	原案のとおりとします。
119	要求水準書(案)	67	第6	1	(5)	エ			業務従事者の配置	維持管理業務は、複数の企業による共同も可能とされておりますので、共通ユニフォームの着用にとらず、各社の安全作業規程で定められている業務や作業に適した服装等の着用をお認めいただけませんか。	本件施設の運営者・維持管理者であることが、利用者等に伝わるユニフォームであれば、本件施設全体として共通のユニフォームである必要はございません。
120	要求水準書(案)	69	第6	2	(3)	イ	(ア)	c	全体	「金属部の錆、結露、カビの発生を防止すること。」とございますが、発生そのものを未然に防ぐことは非常に困難であるため、「発生の防止に努めること。」と変更頂けませんでしょうか。	ご意見として承りました。
121	要求水準書(案)	72	第6	2	(6)	イ	(ア)		業務の方針	「本件施設が正常に機能するために必要な修繕・更新を、規模の大小に関わらず全て実施すること」とありますが、入札段階であらゆる機器等の劣化を見込むことは難しく、修繕費が増大します。したがって、修繕の範囲は経常修繕及び計画修繕のみとし、計画にない修繕が発生した場合は修繕計画を見直して、貴市と協議のうえ対応することとしていただけませんか。	ご意見として承りました。
122	要求水準書(案)	72	第6	2	(6)				修繕・更新業務	修繕・更新業務について、年度毎に実施項目及びその費用が変動します。事業期間を通じて平準化した固定額ではなく、修繕計画に沿った変動額を、サービス購入料として頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
123	要求水準書 (案)	74	第6	2	(9)	ア	(イ)		環境衛生管理 業務	「建築物環境衛生管理技術者を選任する」とありますが、常駐の必要はないという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書 (案)	75	第6	2	(10)	ア	(ケ)		清掃業務	「定期的に必要諸室等において抗菌加工を行う等、流行性感染症に対し有効な対策を行なうこと」とありますが、抗菌加工の性能要件等具体的な想定をお持ちでしたらご教示ください。	要求水準書(案)及び今後の生活様式等を鑑み、ご提案下さい。
125	要求水準書 (案)	77	第6	2	(11)	ウ	(エ)		警備業務	「利用時間外を機械警備とし、利用時間内は事業者の提案とする」とありますが、利用時間内においては、警備員に限らず、運営スタッフが相当業務を担うことも可能である、という解釈で宜しいでしょうか。	各種法令、要求水準を遵守のうえ、警備業務を運営スタッフが担うことも可能です。
126	要求水準書 (案)	78	第7	1	(1)				事業全体に 関する計画書	事業計画書の記載内容について、開業準備責任者、運営業務責任者など予定者の氏名までの記載については、事業契約締結後には難しいので再考をお願いしたい。	提案に基づき予定者として市に提出してください。変更を要する場合は理由を含め変更計画書を提出してください。本市は合理的な理由に限り変更を認める方針です。
127	要求水準書 (案)	80	第7	1	(4)				運営・維持管 理業務計画書	提出時期が供用開始の1年前までとありますが、提出は極めて困難です。特に維持管理業務に関しては、設計等施設整備とも大きく関係してくるのと、その設計内容に応じて再委託先とも協議・契約を進めるため、内容を詰めていけず提出は出来ません。もちろん、計画書の内容(業務の詳細)の協議は進めていく前提で、提出時期としては供用開始の1か月前にさせていただけないでしょうか。年次業務計画書の6か月前も同様です。	ご意見として承りました。
128	要求水準書 (案)	80	第7	1	(4)				運営・維持管 理に関する計 画書	「運営・維持管理業務計画書」「自主提案事業計画書」について、「供用開始の1年前までに提出」となっていますが、1年前ですと未決定事項も多くありますので、期限を「3か月前までに提出」等、期限について再考いただけないでしょうか。	ご意見として承りました。
129	要求水準書 (案)	80	第7	1	(4)				運営・維持管 理に関する計 画書	「年次業務計画書」「年次自主提案事業計画書」について、「年度初めの6か月前までに提出」となっていますが、6か月前ですと、当該年度業務の見直しや再検討が難しくなりますので、期限を「3か月前までに提出」等、期限について再考いただけないでしょうか。	ご意見として承りました。
130	要求水準書 (案)	80	第7	1	(4)				運営・維持管 理業務計画書	提出時期が供用開始の1年前までと記載がありますが、設計変更などを踏まえ竣工後の施設状況が明確になってから作成すべきと考えますので、年次業務計画書の提出に合わせた6か月前に変更頂けませんでしょうか。	ご意見として承りました。
131	要求水準書 (案)	81	第7	1	(4)				業務従事者名 簿	提出時期が「供用開始の2か月前まで」とありますが、2か月前では業務従事者が決まっていない可能性があります。「業務開始前まで」としていただけないでしょうか。	ご意見として承りました。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
132	要求水準書 (案)	87	第7	2	(3)				運営・維持管理業務に関する報告書など	修繕・更新報告書にて、修繕・更新完了から1か月以内までに報告する内容の記載内容が明記されていますが、それぞれ下記時点によって報告内容は異なると考えます。例えば、下記①～③のように各時点において、それぞれ【報告内容】を提出することが適切と考えますが、下記のように各時点毎に報告内容・期限について修正頂けないでしょうか。 ①作業完了時点	計画修繕・更新についてはご意見を参考に修正を検討致します。
133	要求水準書 (案)	資料12		1					中央体育館について	中央体育館は新体育館開業後、市が大規模改修工事を実施する予定である、とありますが、改修時期、改修期間をおし頂きたい。	令和8年度以降を予定しており、期間については未定です。
134	要求水準書 (案)	資料19 別紙							大会等使用実績	入札公告時に、各行事の施設使用料の実績をおし頂きたい。	入札公告時に公表します。
135	要求水準書 (案)								資料編	「資料20 行政財産の使用料について」は入札公告時にお示しいただけることになっておりますが、提案内容について種々検討したく、公告よりも早い段階でお示しいただけませんでしょうか。	入札公告時に示します。
136	要求水準書 資料10	1							駅前ロータリーと本件施設利用地の境界部の計画	駅前ロータリーと「本件施設利用地の境界部は駅前利用者と本件施設利用者を植栽等により適切に分離しつつ、一体的な動線を形成できるように工夫・・・」とありますが、駅前ロータリーに進入できる車両の限定（公共交通、タクシーのみ）を工夫するほうが適正ではないでしょうか。一般車両はあくまでも前面道路沿いの縦列駐車帯に限定すれば、敷地境界に緑地帯を設けるなどの条件は不要と考えます。	原案のとおりとします。 本要求の趣旨は、「駅前広場あくまでもJR新駅利用者のためであり、駅前広場を利用することが本件施設への物理的な近道ではないことを、視覚的・心理的に抑制することで、前面道路の交通量に対する負荷を徐々に抑えることを目的としています。 分離しつつ一体的なイメージとは、前述の目的を達成しつつ、景観として調和するようなランドスケープを提案していただきたい趣旨です。
137	要求水準書 (案) 資料20								行政財産の使用料	「資料20 行政財産の使用料について」は入札公告時に示す。とあるが、質問回答時など、出来るだけ早く公表して頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
138	要求水準書 (案) 資料23								コートレイアウト図	剣道場と柔道場について、いずれも田の字型のコートレイアウトが示されておりますが、設計自由度を確保するためにも、4面が一行に並んだ一列型のレイアウトについても認めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
139	要求水準書 (案) 資料編								資料18 資料20 資料30	「資料18利用料金の考え方」、「資料20行政財産の使用料について」、「資料30広告事業について」は入札公告時に示すとございますが、事前検討に活用いたしたく、可能な限り早めに開示いただくことを希望します。	入札公告時に示します。

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
140	敷地の地歴情報									敷地の埋設物に関する地歴情報を提供いただけませんか。 (既存建物の地上、地下の図面(構造図)の他に、以前に建設され、解体撤去、埋設された地歴を提供ください。)	地下の情報については資料2のとおりですので参照ください。なお、ご意見にある敷地の埋設物に関する地歴調査はございません。
141	中央体育館の既存図面									中央体育館の平面図、断面図、立面図、地盤面標高(今回敷地との高さ関係がわかるもの)をご提供いただけないでしょうか。	入札公告時までに示します。